

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

桜川市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	・児童扶養手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払 ・認定請求の処理 ・現況届の処理 ・その他の届出等 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。
③システムの名称	児童扶養手当システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表(第56項) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第29条(第1, 2, 3, 4, 5, 6号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第17, 20, 42, 89, 90, 125, 155, 161項) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第22条(第1, 3号), 第44条(第1号), 第91条(第3号), 第92条(第1, 2号), 第127条(第1号) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第81項) ・番号法に基づく主務省令第2条の表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第83条(第1, 2, 3, 4, 5, 6号)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部児童福祉課
②所属長の役職名	児童福祉課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	桜川市保健福祉部児童福祉課 〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64-2 0296-58-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	桜川市保健福祉部児童福祉課 〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64-2 0296-58-5111

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務において、児童扶養手当受給者本人からマイナンバーを記載していただいた上で、窓口で職員がマイナンバーカードや通知カードと照らし合わせ、番号の記載間違いがないよう確認するなど、本人からのマイナンバーの取得を徹底している。情報連携で照会を行う際には、名前や住所、生年月日等、1人につき複数の情報において本人確認をしたうえで照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手し、さらに児童扶養手当業務の申請・受給において事務処理上必要があるときは調査を行うことを説明した上で、対象者に同意書を書いていただくため、目的外における事項や対象者の同意なしに個人情報の入手が行われることはない。また、受給者からいただいた情報は鍵の施錠をして保管しているため、目的外の入手が行われるリスクに配慮している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における	飯嶋 京子	上野 荘司	事後	
平成29年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報 情報ファイルを取り扱う事務	・児童扶養手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払	・児童扶養手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払	事前	
平成29年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイル	児童扶養手当システム、宛名管理システム、中 間サーバー	児童扶養手当システム、宛名管理システム、中 間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マ	事前	
平成29年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における	上野 荘司	尾見 敦子	事後	
平成30年7月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における	尾見 敦子	太田 昇子	事後	
令和1年6月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における	児童福祉課長 太田 昇子	児童福祉課長	事後	
令和1年6月17日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項 に係る改正により様式が変更
令和2年11月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年10月1日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	
令和2年11月12日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数	平成27年10月1日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	
令和7年1月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年9月7日 時点	令和7年1月1日 時点	事前	
令和7年1月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年9月7日 時点	令和7年1月1日 時点	事前	
令和7年1月23日	IV リスク対策	—	項目の追加	事前	基礎項目評価書の記載事項 に係る改正により様式が変更 されたため
令和7年1月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一(第37項) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第29条(第1, 2, 3, 4, 5, 6号)	・番号法第9条第1項 別表(第56項) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第29条(第1, 2, 3, 4, 5, 6号)	事前	番号法改正による変更
令和7年1月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第13, 16, 26, 30, 47, 64, 65, 87, 116項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第12条(第1, 3号), 第 19条(第1号), 第35条(第2号), 第36条(第 1, 2号), 第44条(第1号)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表(第17, 20, 42, 89, 90, 125, 155, 1 61項) ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個 人情報の提供に関する命令 第22条(第1, 3 号), 第44条(第1号), 第91条(第3号), 第9 2条(第1, 2号), 第127条(第1号)	事前	番号法改正による変更
令和7年1月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第57項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第31条(第1, 2, 3, 4, 5, 6号)	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表(第81項) ・番号法に基づく主務省令第2条の表の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令 第83 条(第1, 2, 3, 4, 5, 6号)	事前	番号法改正による変更